# 共有者が多数決で共有地を処分することの合理性

台湾の土地法及び祭祀公業條例の規定を中心に

松謝

田

恵美子(訳)

確保するかについて

台湾の祭祀公業の派下員が現行法の下でいかに自己の権益を

五

祭祀公業條例の規定により登記をする時の不動産の処理

祭祀公業條例の規定により法人登記をしない時の不動産の

2

3

祭祀公業の土地の確実な調査と申請者のいない土地の代替

台湾の祭祀公業條例の派下員が共有不動産を処分する方式に

ついての争点

台湾法の共有不動産の処分規定についての争点

台湾民法の共有不動産の処分に対する規定 台湾土地法の共有不動産の処分に対する特別規定

台湾の祭祀公業制度と関連法令の沿革

序論

結論

六

3 2 1

不動産処理に関わる法律規定 祭祀公業不動産の権利の帰属

台湾の祭祀公業條例の立法政策

62 - 4 - 302 (名城 '13)

#### 序論

案の処理にすぎず、依然として祭祀公業の全体的な問題を解の、 
の法律関係が生まれるために常に整理することは困難であって、 
の法律関係が生まれるために常に整理することは困難であった。 
政府は「祭祀公業土地清理 [整理] 要點」と「台灣省祭祀公業土地清理辦法」の二つを続けて定めることで関連するに、もし法的な紛争となると法院も民法と土地法の関連規定に、もし法的な紛争となると法院も民法と土地法の関連規定によって判決を下すしかなかった。しかしそれもまた個別事であった。 
しかしそれもまた個別事でよって判決を下すしかなかった。しかしそれもまた個別事であった。 
しがり、その派下員の身分関係と祀産の所有権及び利用変によって判決を下すしかなかった。 
しかしそれもまた個別事を解する。 
というで表記が、 
のが、 
というで表記が、 
のが、 
のが、

乱を引き起こすことになった。して登記することにも同意したため、登記実務上の種々の混有」と位置づけたのであるが、登記実務では団体名義で申請独立の財産であり、台湾の本土復帰後に祭祀公業を「公同共独立の財産であり、台湾の本土復帰後に祭祀公業を「公同共祭祀公業は台湾の民間祭祀団体が祖先を祭るために設けた

決することはできなかったのである

には、財産は派下員の公同共有という関係となるために、そこの過程の中で、祭祀公業が登記し法人となっていない時

の中の原理を理解できない派下員にとって、 とができるが、なぜ抵当権はまたもや設けられないのか?そ は典権を設定するには多数決の同意をもってこれを行なうこ 準用する。」しかしこの条文では売却して金銭に替えたり或 項は次のように定める。「前四項の規定は、公同共有にこれを 計が三分の二を超えるものは、 意を以てこれを行なわなければならない。 定の場合、共有者の過半数及びその持分の合計の過半数の同 び地上権・農育権・不動産役権 [補記参照] 或いは典権の設 定める。「共有の土地或いは建築改良物は、 土地法第三四条の一の規定によってこれを処理できるのみで あった。 の不動産利用と処分の法律関係は、 しかし土地法の第三四条の一第一項は以下のように 人数は計算しない。」同条第五 民法第八一九条第1 但しその持分の合 その処分・変更及 根本的に正確な 一項と

公業に対してある種の強制的効果さえもたらすのである。例ある法律問題を意識的に解決し、登記に行こうとしない祭祀機能を肯定し、またもう一方ではその間に出てくる可能性の標能を肯定し、またもう一方ではその間に出てくる可能性の宗族尊重、線香の継続、公益的慈善と教化を振興するという字を定めたとはいえ、その条文は一方でその伝統的な祖先祭祀、今日の台湾は法律の効力を具えた特別法「祭祀公業條例」

判断をすることができないのである。

(名城 '13) 62 - 4 - 301

\_

に頼ることになる

IJ 併せて直轄市・縣 (市) の主管機関に登記した後、 に帰属するのであろうか。 の社団法人或いは財団法人と区別しているかのようであるの の条例はさらに性質を定めていないが、 この祭祀公業法人は一体どのような性質なのであろうか。 細かくみると、新・旧の祭祀公業の法人の属性には差異があ 法院に書面申請して財団法人の登記を廃止せねばならない。」 なすことを得、登記完成の後に、祭祀公業法人の主管機関は 条例の規定により、三年以内に変更登記をし祭祀公業法人と 「本條例施行前に、すでに成立した財団法人の祭祀公業は、 財団法人とせねばならない。」同条第二項は次のように定める。 「新たに設立する祭祀公業は民法の規定により社団法人或いは 法人となす。」そして第五九条第一項は次のように定める。 施行前にすでに存在した祭祀公業は、 もともとすでに存在していた祭祀公業は、その届け出を もし後にこの祭祀公業が解散するなら、 主管機関の登記の後に祭祀公業法人となるのであるが、 またもや解釈と法院の判決の認定 本條例により申請 意識してそれを民法 その財産はいか 祭祀公業 こ 本

#### 台湾の祭祀公業制度と関連法令の沿革

えばこの條例の第二一条第一項は次のように定める。「本條例

条第一項は次のように定める。「民法施行以前に、 みなすことができる。」そして当時の日本の民法施行法第一九 存続する。但し民法施行法第一九条の規定を準用して法人と 定めた。「本勅令施行の際、 九二二) 年の勅令第四〇七号第一五条によって以下のように 件数は二二一九九件に達している。 慕する情によって、祭祀公業の設立が再び起きた。 争の後は、台湾は日本に割譲されるが、 増え、台湾の祭祀公業は日ごとに増加したのであり、 の風習である。 ことを目的とし、また宗族意識を凝集する、 るところの目的を具えるものは、法人とみなす。」そして民法 した財産を有する社団或いは財団で、 の祭祀公業の法令を日本の民法の体系に入れ、大正一一(一 日本の明治四一年の台湾総督臨時旧慣の祭祀公業の統 台湾の祭祀公業と中国古代の祭田は似ており、 中国の明末・清初期に台湾への移民は徐々に 現存の祭祀公業は、 その後、日本政府は台湾 民法第三四条に列挙す 台湾人民の祖先を追 漢民族社会独特 慣習によって すでに独立 祖先を祭る 日清戦

第三四条が列挙するところの目的というのは、祭祀、

62-4-300 (名城

'13)

れなかった。 で施行され、台湾の祭祀公業は新たに設立されることは許さいる。この勅令は大正一二 (一九二三) 年一月一日から台湾終善、学術、技芸、或いはその他公益に関わることを指して慈善、学術、技芸、或いはその他公益に関わることを指して

員名簿を給付する祭祀公業に対して、 縮することにあった。 地清理辦法」は、 祀公業」の名義での登記はできなくなった。この外、 ぼり、整理済みの土地件数が二五九九七筆であるのを大きく 政府が一九九八年四月三〇日に公布した「台灣省祭祀公業土 いはその他の権利を取得した時、すでに成立している財団法 九八六年の改正をまって、祭祀公業が新たに不動産所有権或 下員を整理し、 上回った。 家族化が趨勢となり、親族関係はかつてのように緊密ではな 人以外は、 「祭祀公業土地清理要點」 台湾本土復帰後は社会の変化によって、 土地の処分或いは利用に便となるようにした。そして一 祭祀公業の未整理の土地の筆数は三八七一六筆にまでの 登記は派下員全員の公同共有とせねばならず、 台湾政府は内政部が一九八一年に制定・公布した また設立を補助し或いは管理人の改選を補助 主たる目的は祭祀公業事件の処理日程を短 その影響は整理後に祭祀公業の派下全 の助けをかりて祭祀公業の土地と派 登記を妥当なものにす 人口の流動化 台湾省 祭 小

るか、しなければならないことにある。とするか、個別所有とするか、現登記簿の登記名義を維持す財団法人の所有とするか、登記を変更して派下員の分別共有財の、登記を変更した後に、祭祀公業の財産移転の登記をし

るところとはならなかった。 61 産を利用或いは処分する時、 祭祀公業の財産は法人の単独所有となり、 習法人」と考えられはしたが、法人といっても、こうなると、 財産は派下員の公同共有となると考えられた。 ものとみ、法人とは認めなかった。このため実務上は、 帰後は民国初年の大理院の見解に従って、 自治団体とされ、公権力の介入は少なかった。 ,を引き起こすので、そのため台湾の法院の実務が受け入れ 中国の清朝が台湾を統治した時期は、 どの法律規定を根拠としても争 それは民間の宗族の 祠堂の族産類似 慣習法人はその財 学説上は 台湾の本土復 その

四

定した行政命令で、法律のレベルではない。 地清理辦法」を定めたとはいえ、いずれも行政機関が自ら制 金 は一三九〇〇ヘクタールを超え、 〇八年七月一日より施行した。 七年一二月一二日に立法院で法律レベルとなる「祭祀公業條 ため成果は明らかでない。この点に鑑み、 複雑に錯綜しており、法律要件と効果には疑いがあり、 府が上述の「祭祀公業土地清理要點」と「台灣省祭祀公業土 の徴収ができず、実際上解決の必要があったのである。 権利所属の認定は困難であるため、 を採択して祭祀公業に関連する問題について定め、二〇 一部は主体が不明で、 土地の有効利用や、 台湾政府は二〇〇 且つ祭祀公業は この 土地 政 税

台湾地区の祭祀公業の土地は現在ほぼ六万筆余りで、

面

積

の 体とさせ、 社会教化事業を振興することで、発展を永続させることにあ さらに祖先崇拝の伝統的美徳を受け継ぎ、 草案」とあいまって祭祀公業の土地を整理するだけでなく、 目標を達成させることで、 :併せて土地利用にも意を払い及び公共の利益を増進すると 台湾の祭祀公業條例の立法目的は そこで 行政機関の監督・指導によって、 「特別法人」の地位を与え、それを権利義務の主 もともとの公同共有関係から生 「地籍清理 また公益的慈善と 宗族の伝統を続 [整理] 條例

め

湾の国会である立法院の審査会もまたこの見解に同意したた び社団法人と区別するものとする。」この文の説明に従って台 能力を具えさせ権利義務の主体となすものとし、 なし、名称は祭祀公業法人とすることを定め、 維持し継続することに基礎をおき、それと現行の法体系が符 はすべきでないのである。 法律で単純にそれを財団法人或いは社団法人に類似なものと らず、それは専ら祭祀のために設立される財産であって営利 全体によって構成され、 質は特殊であり、それは独立財産を基礎とし、そして派下員 が提案した説明でも以下のように認めている。「祭祀公業の性 るのである。 またこの條例については立法過程の中で行政院 いて申請して登記を完成した祭祀公業は特殊な性質の法人と 合しないという問題を解決するために、ここに本條例に基づ を目的とするのではなく、また公益の性質ももたない を兼ねており、派下員の大会を最高の意思機関とするのみな まれる土地登記・財産処分の運用という困難な問題を解決す これによって草案は採択された。 同時に財団法人及び社団法人の特徴 その固有の宗族の伝統的な特性を それに当事者 財団法人及 ため、

五

## ● 〒 台湾法の共有不動産の処分規定についての

### 1 台湾民法の共有不動産の処分に対する規定

公同共有物の全部に及ぶ (民法第八二七条第三項) を指す。(民法第八二七条第一項) と、そして各公同共有者の権利は、八一七条第一項) を指す。後者は、法律の規定・慣習或いは、は律行為により、一つの公同関係となる数人が、その公同関法律行為により、一つの公同関係となる数人が、その公同関法律行為により、一つの公同関係となる数人が、その公同関法律行為により、一物を共有するものは、公同共有者となす(民法第八二七条第一項)を指す。

ればならない。」

上述の条文の定めによれば、

不動産が何代にもわたり相続

祭祀公業はもし法律により登記し法人としていない時は、祭祀公業はもし法律により登記し法人としていない時期をの財産に通づく法律関係であると考えらために成立させた共有財産に基づく法律関係であると考えらために成立させた共有財産に基づく法律関係であると考えられる。よって祭祀公業の財産に基づく法律関係であると考えている。

分別共有の財産の処分について、

民法第八一九条第一

項は

は、法律で別に定める外は、公同共有者全体の同意を得なける。」同条第二項、「共有物の処分・変更・負担の設定は、共有者の権利義務は、その公同関係が成立する根拠となる法共有者の権利義務は、その公同関係が成立する根拠となる法共有者の権利義務は、その公同関係が成立する根拠となる法共有者の権利義務は、その共分を自由に処分しう次のように定める。「公同共有物の処分・変更・負担の設定は、共なのように定める。「各共有者は、その持分を自由に処分しう次のように定める。「各共有者は、その持分を自由に処分しう次のように定める。「各共有者は、その持分を自由に処分しう次のように定める。「各共有者全体の同意を得なけ

ましい時には千人以上にまでも達して祭祀公業の共有者が数百、 に海外に移り住んだものがある外、行方不明や死亡した者さに海外に移り住んだものがある外、行方不明や死亡した者さたあり、共有者全体に全体の同意を求めてから不動産の処分や変更ができることを望むことは、必然的に不可能となり、共有地を荒廃させ十分な利用ができなくなり、法的な紛争が共有地を荒廃させ十分な利用ができなくなり、法的な紛争があることになる。

(名城 '13) 62 - 4 - 297

六

(1) 土地法第三四条の一を追加したことの立法目的2 台湾土地法の共有不動産の処分に対する特別規定

定める 動 その第三四条の一第一項は以下のようにいう。「共有の土地或 年七月一五日に法を改正し、土地法第三四条の一を追加した。 しない。」 但しその持分の合計が三分の二を超えるものは、 の合計の過半数の同意を以てこれを行なわなければならない。 いは建築改良物は、その処分・変更及び地上権・農育権・不 土地管理と税金の徴収に便とするために、台湾では一九七五 ている。 祭祀公業の土地は根本的に十分に利用することが難しくなっ 共有は、 公同共有はまた数千人或いは数万人以上に達するかもしれず、① |産役権或いは典権の設定は、共有者の過半数及びその持分 台湾の内政部の資料の示すところによれば、 共有不動産の紛争を解決し、土地の利用を促進し、 八億分の一七六に細分化されるものがあり、そして 同条第五項はまた、 公同共有にこれを準用する、 台北市の分別 人数は計算 ع

改正で提起されないのかを問い糺した時、当時の内政部の高である。当時立法委員がなぜ祭祀公業の土地問題が今回の法決の同意を経てのみ、公同共有の土地を十分に利用できるのこうなると祭祀公業を担う派下員の公同共有の土地は多数

特に言及はしないのである。」作業の上では祭祀公業の土地は公同共有の土地とみなすため、回の法改正の時には確かに挙げていない、なぜなら土地登記應篤次長が立法委員の質問に答えて、次のように言った。「今

まないことについて 土地法第三四条の一第一項の設定には「抵当権」を含

ではないために) には分配しないのなら、 し借りた金を比率に応じて少数の反対者 なら、その不動産は競売されることになるのであろうか?も 借金の利息までも負わねばならなくなり、もし返還できない 的に分配された金額を返還せねばならないのだろうか、 うか?もし貸借期限がきたなら、これらの少数者もまた必然 応じて反対した少数者に分配するのかどうかにあるのであろ 原因はもし過半数の共同者が同意するなら祭祀公業の不動産 自由に処分しうる (民法第八一九条第一項) 以外に、 設定することは含んでいないのは、各共有者が、その持分を に抵当権を設定して金を借り、その借りた金は、この比率に 土地法第三四条の一第一項が列挙する規定に、「抵当権」 (貸借契約の当事者 賛成した多数者が 主たる また を

運用して、元本と利息を返還した後に別に儲けた利潤は比率

に応じて反対した少数者に与えるべきなのであろうか?もしに応じて反対する少数者に分配しないのだろうか?こうなると、徒多数者は不当利得の嫌いはないのだろうか?こうなると、徒者が一たび期日がきても債務を返済できないなら、祭祀公業者が一たび期日がきても債務を返済できないなら、祭祀公業者が一たび期日がきても債務を返済できないなら、祭祀公業の不動産は必ずや競売されてすべての共有者が皆所有権を失うことになり、その他の反対した少数の共有者の権益は侵害されてしまう。そうではなく直接に不動産を売却して金にかえ、得られた売却金は共有の比率に応じて分配する方がむしるよい。地上権・農育権・不動産役権を設定するに至っては、多数者に与えるべきなのであろうか?もしたがします。地上権・農育権・不動産役権を設定するに至っては、るよいである。

③ 土地法第三四条の一第一項の設定に「典権」を含める

るは、 とで、 贖することの外に、 金を分配する方が、 で 価の分配に与るとしても、典価額は必然的に市価より低い 者はこのためにその共有不動産を失うので、これらの反対し 不動産所有権を失うことになる。 でき、一たび典権設定者が不動産を回贖する能力がない時は、 ので、 のであれば、 配すべきなのであろうか?もし反対する少数者に分配しない て得た金を運用して利益を得た時に、 を反対する少数者に分配せずに、 た少数者に対しては不公平となり、これらの少数者もまた典 る権である。」もし多数決で決定すれば典権を設定することが の典権は、民法第九一一条で次のように定める。「典権と称す 本条が定めるのは多数決で「典権」 逆に直接に不動産を売却してしまい、 他人が回贖しない時は、 典価を支払うことで他人の不動産を使用・収益するも 筆者はこの問題に対して反対意見を持っている。 入手金の分配を得た多数者はまた不当利得の状 かえって公平である。 得た利益を比率に応じて共有者全体に分 その不動産の所有権を取得す 賛成した多数者が典価とし 典権の設定に反対した少数 祭祀公業の不動産を回 を設定できるとい この外、 比率に応じて売却 もし典価 台湾

の反対者という少数者の権益がこのために影響を受けるかも理論上うまく一貫させるのは難しいようではあるが、その他

他に制度を設けて確保すべきで、こうす

軽い行為である「抵当権」の設定ができないことがあろうか、

「処分」が多数決でこれを行なえうるというなら、

である

他に台湾大学の劉宗榮教授は以下のように考える。

重い行

しれぬことを考え

理論は一貫することになる

八

るのである

ようにみえても、かえって法律関係を複雑にするものである。 の問題は同じで、表面上祭祀公業の土地を十分利用させる

況が現われることになる。

その状況と前述の抵当権設定の争

(4) 処分或いは負担を設定して書面で通知できないものは

これを公告しなければならないことについて

効力といえ、その立法がなお周到さに欠けていることがわか 効果のある公告を人民の義務として課しそれに権利を失うと 私法上の義務は全くなく、私法上の権益事項に対して公法的 らぬ時に、 規定は別に法律で「公告」の地点・期限・効力を定めるとは 項の規定によって処分・変更或いは負担を設定する時、 いう法律効果を生じさせるのは、 の他事情を知らぬ共有者が通知を受け取っておらず事情を知 して公法上の公告をこのために用いることができるのか?そ していない。そのうえこれは私法上の権利であるのに、 きないものは、これを公告しなければならない。」この条文の 書面で他の共有者に通知しなければならない、書面で通知で 土地法第三四条の一第二項は次のように言う。「共有者は前 毎日公告欄に公告を見に行かねばならないという 生ずべきではない法律上の どう まず

> を処分する方式についての争点 台湾の祭祀公業條例の派下員が共有不動

産

兀

て偽称して多くの派下員の同意を得、 業管理人或いは派下員が第三者と結託して、 に関わる問題は解決できず、特に土地争いは、 して金銭に変えてしまうことさえあった。 台湾は二〇〇七年 公布し関連問題を解決しようとした。 |二月||二日に法律の効力を具えた「祭祀公業條例」 土地法第三四条の一を追加はしたが、 祭祀公業の財産を売却 依然として祭祀公業 偽の記録を作っ 不良な祭祀公

台湾の祭祀公業條例の立法政策

(1)1

法律で祭祀公業條例の目的を明確に確認する

例第三条第一項は次のように定める。「祭祀公業は、 健全なものとし、土地利用を促進することにある (第一条)。 し、宗族の伝統を受け継ぎ及び祭祀公業の土地の地籍管理を また祭祀公業の意義が曲解されることを避けるために、 祭祀公業條例の目的は、主として祖先を祭り、 孝道を発揚 設立者に 本條

九

よって財産を提供し、

祖先或いはその他の享祀人を祭ること

祀を受ける歴代の祖先である。 公業により祭られる人を指し (第三条第三項)、またつまり祭を目的とする団体である。」この条文で言う「享祀人」は祭祀

受祀公業の設立者及びその選任を議決する(第三条第六と称し、派下員はさらに分けることができ、(一)派下全員、と称し、派下員はさらに分けることができ、(一)派下全員、と称し、派下員はさらに分けることができ、(一)派下全員、自担の設定・管理人と監察人の選任を議決する人を「派下員」が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・下現員が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・下現員が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・下現員が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・下現員が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・下現員が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・下現員が構成し、規約・業務計画・予算・財産処分・下現員が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・下現員が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・下現員が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・下現員が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・下現員が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・下現員が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・下現員が構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・関連の設定・管理人と監察人の選任を議決する(第三条第六

の申青(2) 祭祀公業條例の施行前にすでに存在していた祭祀公業

て直轄市・縣(市)の主管機関に登記した後、祭祀公業法人と前にすでに存在した祭祀公業は、本條例により申請し、併せ祭祀公業條例第二一条は以下のように定める。「本條例施行の申言

ない。 な す。 祭祀公業法人となすことを得、登記完成の後に、 第二七条)。 公所 ながら本條例の規定するところによってこれをなさねばなら 祭祀公業法人となすといえども、 祀公業法人となしうる。」祭祀公業條例により登記したものは なし、ただちに第二五条第一項の規定により登記を申請し祭 た祭祀公業は、すでに本條例によって申請した祭祀公業とみ ねばならない 人の主管機関は法院に書面申請して財団法人の登記を廃止せ 祭祀公業は、 に届け登記を申請して祭祀公業法人となす (同條例第二五条 [郷・鎮の役場] を通じて直轄市・縣 (市) 申請時は申請書を具えねばならず、 本條例施行前にすでに派下全員証明書を審査・ 他に本條例施行前に、 本條例の規定により、三年以内に登記変更をし (同條例第五九条第二項)。 一切の権利義務関係は当然 すでに成立した財団法人の 関連文書を添付し、 祭祀公業法 の主管機関 給付.

変更の登記をしないものは、その事項を以て第三者に対抗であって登記せず、或いはすでに登記した事項に変更があって有となす (同條例第二八条)。この後、もし登記すべき事項がに申請し、その不動産所有権の名称変更の登記をして法人所以内に、登記証書と不動産登記台帳を添付し、土地登記機関以内に、登記証書と不動産登記台帳を添付し、土地登記機関

(名城 '13) 62 - 4 - 293

 $\overline{0}$ 

らない

きない (同條例第二九条)。

③ 祭祀公業條例施行後に新たに設立された祭祀公業

る祭祀公業は民法の規定により社団法人或いは財団法人とせ祭祀公業條例第五九条第一項の規定により、新たに設立す

ねばならない。

2 不動産処理に関わる法律規定

式の一つによって、その土地或いは建物を処理しなければな併せて公所に報告して調査に備えた後、三年以内に以下の方の登記の前には派下員の共有の問題はない。以前からある祭の登記の前には派下員の共有の問題はない。以前からある祭の登記の前には派下員の共有の問題はない。以前からある祭の登記の前には派下員の共有の問題はない。以前からある祭の登記の前には派下員の共有の問題はならず、その財産はよって社団法人或いは財団法人とせねばならず、その財産はよって、新たに設立する祭祀公業は民法の規定に前述したように、新たに設立する祭祀公業は民法の規定に

更の登記を申請し祭祀公業法人の所有となす。より登記し祭祀公業法人となし、併せて所有権の名称変派下現員の過半数の書面の同意を経て本條例の規定に

分別共有或いは個別所有となす。

規約の規定により所有権の変更登記を申請し派下員の

が派下全員証明書の派下現員の名簿により、土地登記機上述の規定によって処理しないものは、地方主管機関

関に依頼して均分の登記をし派下員の分別共有となす。

3 祭祀公業不動産の権利の帰属

不動産がもし登記して「祭祀公業法人」或いは「財団法人」会和公業條例第七条は次のように定める。「直轄市・縣(市)祭祀公業條例第七条は次のように定める。「直轄市・縣(市)祭祀公業條例第七条は次のように定める。「直轄市・縣(市)祭祀公業條例第七条は次のように定める。「直轄市・縣(市)の土地行政機関は本條例施行の日より一年以内に解祀公業の工地行政機関は本條例施行の日より一年以内に祭祀公業の工地行政機関は本條例施行の日より一年以内に祭祀公業の工地行政機関は本條例施行の日より一年以内に祭祀公業の工地を調査して「祭祀公業につき、公告の日より三年以内に開入する。「直轄市・縣(市)

当然ながら土地法第三四条の一の規定は適用しない。当然ながら土地法第三四条の一の規定により不動産の登記は効力となるので(台湾の土地法の規定により不動産の登記は効力となるので(台湾の土地法の規定により不動産の登記は効力となるので(台湾の土地法の規定により不動産の登記は効力となるので(台湾の土地法の規定により不動産の登記は効力となるので(台湾の土地法の規定により不動産の登記は効力となるので(台湾の土地法の規定により不動産の登記は対してもの所有となった時には、派下員はこれらの不動産に対してもの所有となった時には、派下員はこれらの不動産に対してもの所有となった時には、派下員はこれらの不動産に対してもの所有となった時には、派下員はこれらの不動産に対してもの所有となった時には、派下員はこれらの不動産に対してもの所有となった時には、派下員はごの用しない。

### かに自己の権益を確保するかについて 五 台湾の祭祀公業の派下員が現行法の下でい

1 祭祀公業條例の規定により登記をする時の不動産の処1 祭祀公業條例の規定により登記をする時の不動産の処

すべきなのだろうか?

本條例の規定により、三年以内に変更登記をし祭祀公業法人「本條例の施行前に、すでに成立した財団法人の祭祀公業は、法人とせねばならない。」同条第二項は次のように定める。「新た祭祀公業條例の第五九条第一項は次のように定める。「新た理

法人の単独所有に帰し、もはや派下員の共有とはならない。よって登記でどのような法人となろうとも、財産はいずれもは法院に書面申請して財団法人の登記を廃止せねばならない。」20となすことを得、登記完成の後に、祭祀公業法人の主管機関し

会の決議がない時は、その残余財産は法人の住所のある地のの残余財産は自然人或いは営利を目的とする団体に帰属するの残余財産は自然人或いは営利を目的とする団体に帰属するの残余財産は自然人或いは営利を目的とする法人が解散する時は、その残余財産は、その定款の規定、或いは総会の決議によらなけれる。「法人の解散の台湾民法の第四四条は以下のように定める。「法人の解散の台湾民法の第四四条は以下のように定める。「法人の解散の

(名城 '13) 62 - 4 - 291

祭祀公業條例によれば第四四条が次のように定める。「祭祀

地方自治団体に帰属する。」その結果は以下の通りである。

(1)もし新たに設け民法により登記し社団法人を成立させ

属するが、ただこのような状況は生じないはずである。 の決議は、 なら祭祀公業の社団法人はなお派下員大会をもっており、 には、その残余財産は法人の住所のある地の地方自治体に帰 ればならない。もし定款に規定がなく、総会の決議もない時 しても、 祭祀公業がたとえ規定により登記して社団法人となったと その定款の規定によるか、或いは総会の決議によらなけ 営利性法人でないなら、 社団法人の総会の決議に相当するからである。 解散後その残余財産の帰属 なぜ そ

(2)登記し財団法人を成立させた場合 財団法人を成立させたか或いは新たに設け民法により 派下現員の過半数が書面で同意して民法の規定により

に備えた後、三年以内に以下の方式の一つによって、 '或いは建物を処理しなければならない、とする。その中の 審査・給付、 祭祀公業條例第五〇条第一項は、祭祀公業派下全員証明書 管理人の選任を経併せて公所に報告して調査 その土

か?

り成立した財団法人であるなら、なお派下員はいるのであろ はっきりと異なる。よって、祭祀公業はもし民法の規定によ 第六号で社員資格の取得と喪失を定めるとする社団法人とは 第四七条の第四号で総会組織・同条の第五号で社員の出資・ 財産は財団法人の単独所有に属するということである。 は設けられず、その下にまた社員或いは会員がいないので、 産援助者の財産提供によって成立した法人であるなら、 となる時 (祭祀公業條例第五九条)、台湾民法第六○条・第六 新たに設けられる祭祀公業がもし民法の規定により財団法人 権の名称変更の登記を申請し財団法人の所有となす。 第二号は以下のように定める。 意を経て民法の規定により財団法人を成立させ、 一条が定める内容より知ることができるのは、財団法人が財 派下現員の過半数の書面 併せて所有 そして 民法 の同

び紛争を起こすことを避けることを望んだのではなかったの 財団法人に変えて、 るのか?或いは当初の立法目的は祭祀公業を単純な公益性の ると考えないのであれば、誰によって祭られるべき祖先を祭 員はやはり権利・義務があるのであろうか?もし派下員がい うか?もしなお派下員がいると考えるのなら、これらの派下 後日派下員が祭祀公業の財産のために再

ことはできない。最終的にはその残余財産は法人の住所のあい (台湾民法第四四条)。よって派下員は残余財産を分配するした後はその残余財産の帰属は、なおその定款の規定によるい。一たび解散はありえず、総会の決議がでてくることもない。一たび解散はありえず、総会の決議がでてくることもない。一たび解散はありえず、総会の決議がでてくることもない。一たび解散はありえず、総会の決議がでてくることもない。一たび解散はありえず、総会の決議がでした。

③ 祭祀公業法人 (特別法人)

四条第

三項)。

る地の地方自治団体に帰属することになろう (台湾民法第四

の種別と関連規定はないのである。そのため、特別法人が解法人」であるのだが、ところが台湾の民法には「特別法人」政部次長の林中森の述べるところに基づけばすなわち「特別政部次長の林中森の述べるところに基づけばすなわち「特別政部次長の林中森の述べるところに基づけばすなわち「特別政部次長の林中森の述べるところに基づけばすなわち「特別政部次長の林中森の述べるところに基づけばすなわち「特別政部次長の権限の権力を表現していた財団法人の祭祀公業本條例施行前に、すでに成立していた財団法人の祭祀公業

属する。」しかし祭祀公業條例の第二四条の規定があり、

祭祀

公業法人の定款の記載すべき事項の中で第一五号が「解散後

もし前項の法律或いは定款の規定或いは総会の決議がない

その残余財産は法人の住所のある地の地方自治団体に帰

人或いは営利を目的とする団体に帰属することはできない

公益を目的とする法人が解散する時は、

その残余財産は自然

の定款の規定、

或いは総会の決議によらねばならない。

債務の返済の後、

その残余財産の帰属は、

Iţ

規約の制定と変更の手続。 失。三、管理人の人数・権限・任期・選任と解任の方式。 ならない。一、名称、 うに定める。「祭祀公業の規約は以下の事項を記載しなければ 務計画・予算・決算・財産処分・負担の設定・管理人と監察 祀公業或いは祭祀公業法人の派下現員で構成され、 祭祀公業條例第三条第六項の規定によれば、 処理するのか或いは財団法人の解散の方式で処理するの の方式。 人の選任を議決する。 散する時はその財産は一体社団法人の解散の方式を類推 第四四条は以下のように定める。「法人の解散の後、 六 解散後の財産分配の方式。」この外、 目的、 また祭祀公業條例第一五条は以下のよ Ą 所在地。 財産の管理・処分・負担設定 二、派下権の取得と喪 派下員大会は祭 台湾の民法 規約・業 法律で別 して 四

と れ の 監 ・ は か 喪 ば よ 察 業 祭 ? (名城 '13) 62 - 4 - 289 兀

Iţ の 産を分配すべきことになる。 らないことになるので、ゆえに定款に載せる方式によって財 し本條例の規定により登記を変更して祭祀公業法人となす時 施行前に、すでに成立していた財団法人の祭祀公業は、 その定款が解散後の財産分配の方式を記載しなければな ŧ の財産分配の方式」と定めている。このため、

祭祀公業條例

る時は、 ある。 ので、 下のように定める。「...。 が、 別に定めるというのにあてはまるので民法第四四条の規定は る外は、 と定め、 別法であると読めるかどうかである。 に帰属することはできない。」よって祭祀公業條例は民法の特 自然人の派下員に分配できるかどうかは定めていないことで 産分配の方式を記載しなければならないと要求するのみで、 ここで疑義があるのは祭祀公業條例は民法の特別法である の中で解散後の財産分配の方式を明記しなければならない しかし祭祀公業條例は祭祀公業法人が定款上解散後の財 ところが台湾の民法第四四条第一項後段はかえって以 普通なら祭祀公業條例の規定が優先適用されるべきだ その残余財産は自然人或いは営利を目的とする団体 ...。」と定めるのなら、祭祀公業條例はここで法律で 民法第四四条が「法人の解散の後、 但し公益を目的とする法人が解散す 條例中に祭祀公業の定 法律で別に定め

> 確に定めていない。祭祀公業條例の第一条は次のように定め するかどうかということなのだろうか?この條例の中では 派下員には財産を分配できる。これに反することはできない。 或いは総会で決議する時には、 5 るූ 公益を目的とする法人に属するかどうかの認定にかかってい 書が定めるのは同条同項の前の文の内容の範囲を制限するも ので、それが残余財産を分配できるかどうかは、祭祀公業が ある。こうなってくると、祭祀公業の派下員は自然人である のであり、そこで但書の内容はなお祭祀公業に適用すべきで 適用されないということになるのであろうか? 問題なのは祭祀公業法人が一体公益を目的とする法人に属 筆者が考えるに解釈上は、台湾の民法第四四条第一 「祖先を祭り孝道を発揚し、 残余財産を派下員に分配するとその定款に規定があるか もし祭祀公業法人が公益性の法人に属さないと考えるな 祭祀公業の解散の後に、 項 の但

進し、 は奨励措置を定め、 して條例の第五八条がまた次のように定める。「中央主管機関 この条文の最後の一句が「公共の利益の増進」 祀公業の土地の地籍管理を健全なものとし、土地の利用を促 వ్య 公共の利益を増進するために、 祭祀公業がその財産の果実を運用し 宗族の伝統を受け継ぎ及び祭 特に本條例を制定する。 に言及し、 そ

朗

たことを代表するわけではないので、筆者は公益を目的とす結局付帯的な効用があるのみである。祭祀公業は最も主要であるのはやはり特定のある宗姓の宗族のためにその家族の伝めり、他の姓とは関わりなく、過程において公益に及ぶかもらり、他の姓とは関わりなく、過程において公益に及ぶかもられないとしても、祭祀公業が公共の利益のために設立されり慈善及び社会教化事務を振興することを鼓舞しうる。」但し的慈善及び社会教化事務を振興することを鼓舞しうる。」但し

法第四四条第一項)。 ば、解散後やはり残余財産を派下員に分配すべきである (民は規約が定めていたり或いは派下員大会が決議するのであれを「特別法人」と位置づけたとしても、この法人の定款或い

があり、出席人数の過半数の同意でこれを行なわなければなは、もはや土地法第三四条の一の多数決の規定を適用しない。は、もはや土地法第三四条の一の多数決の規定を適用しない。は、もはや土地法第三四条の一の多数決の規定を適用しない。解散前に、財産がすでに祭祀公業法人の単独所有に属して解散前に、財産がすでに祭祀公業法人の単独所有に属して

書面の同意を得なければならない。
書面の同意を得なければならない。
により同意書を得るものは、派下現員の三分の二以上の席人数の四分の三を超える同意がなければならない、前条の席人数の四分の三を超える同意がなければならない。但し以下により同意書を得るものは、派下現員のらない、前条の規定により同意書を得るものは、派下現員の書面の同意を得なければならない。

一六

、定款の制定と変更。

一、財産の処分と負担の設定。

三、解散。

る法人に入れるべきではないと考える。よって祭祀公業法人

なら、その定款の規定に従う。」祭祀公業法人の定款が前項の規定より高い決定人数を定める

役権」 解釈上当然ながら「抵当権」、「地上権」、「農育権」、「不動産 定」とだけ言うので、 多数決規定の条件より高い。この外、この条文は「負担の設 しうる。その条件は明らかに土地法第三四条の一の共有者の べきで、 担の設定」の決議は、 前 掲条文の第一 或いは「典権」を内に含んでおり、 出席人数の四分の三を超える同意で始めてこれをな 項の第二号規定によれば 明らかに「抵当権」を排除しておらず、 派下現員の三分の二以上の出席がある けだし財産は祭祀 「財産の処分と負

ている。

もし規約の内容が

「財産の管理・処分・負担の設定

ではないからであろう。 公業法人の単独所有に属し、 もはや派下員の公同共有の状態

出席、 或いは改良を目的とする行為のみをなしうる。」それは明らか に財産の処分及び負担の設定を含んでいない の財産の管理について、定款で別に定める外は、 條例の第三六条は次のように定める。「管理人は祭祀公業法人 てはおそらくかなり大きな不便を生むだろう。また祭祀公業 をなしうるとすべきである。これは祭祀公業の管理人に対し 規定の範囲内にあることになり、派下現員の三分の二以上の 条文はただ「財産」の処分及び負担の設定というのみなの 動産を売って金銭に換えることと質権の設定もまたこの 出席人数の四分の三を超える同意があって始めてこれ 保全と利用

きるのだろうか

号は が祭祀公業の規約の内に記載すべき事項を定めその中の第五 いは派下現員の三分の二以上の書面同意を経て、 員の三分の二以上の出席、出席人数の四分の三以上の同意或 四条第三項が次のように定める。「規約の制定と変更は派下現 |調査に備えねばならない。」そして祭祀公業條例の第一 祭祀公業に関わる規約の制定と変更は、祭祀公業條例第一 「財産の管理・処分・負担の設定の方式」 についてとし 公所に報告 五条

> 理・処分・負担の設定の方式」 調査に備えるとしている時、先程の規約の定める「財産の管 三分の二以上の書面での同意を経て、併せて公所に申請して 公業條例の第一四条第三項の定める派下現員の三分の二 い条件の設定を記載しており、ところが規約自体はなお祭祀 の方式」に対して派下現員の過半数の採択を要するだけの低 同條例第三三条第一項の定める条件より低く定めることはで の出席で、 出席人数の四分の三以上の同意或いは派下現員の は有効なのであろうか?また 以上

り低い条件を定めることはできない で、よって定款がより高い条件を定めることはできるが、よ しく処分されてしまわぬよう注意深く確保することにあるの ではない。その立法の主旨は主として祭祀公業の財産が軽々 すれば、同條例第三三条第一項の定める条件より低くすべき 祀公業法人の定款が前項の規定より高い決定人数を定めるな ら、その定款の規定に従う。」と定める。 筆 者はこう考える。祭祀公業條例の第三三条第二 この項から逆に解釈 可は

# 動産の処理祭祀公業條例の規定により法人の登記をしない時の不

2

派下全員証明書の派下現員の名簿により、この土地登記の管第五〇条第三項の規定によって処理し、すなわち主管機関は定める。前項の定める期限によって処理しなかったものは、更の登記をして法人所有となす。期限は一回延長しうる、と更の登記をして法人所有となす。期限は一回延長しうる、と書を取得した日より九十日以内に、登記証書と不動産台帳を書を取得した日より九十日以内に、登記証書と不動産台帳を書を収得した日より九十日以内に、登記証書と不動産台帳を書を収得した日より、

理機関に依頼して均分の登記をし派下員の分別共有とする。

の持分の権益を確保するのである。

ができない時は、この土地はなお十分に利用できないのであの処分・変更及び地上権・農育権・不動産役権或いは典権を設定したいのなら、本稿の三2で述べたように、土地法第これを行なわなければならない。但しもしその持分の合計がこれを行なわなければならない。但しもしその持分の合計がこれを行なわなければならない。但しもしその持分の合計ができない時は、大数は計算しない。よって、もし派下員の人数が多いためこの条文の定める条件に達することができない時は、この土地はなお十分に利用できないのであができない時は、この土地はなお十分に利用できないのであができない時は、この土地はなお十分に利用できないのであができない時は、この土地はなお十分に利用できないのでありができないのなら、本稿の三2で述べたように、土地法第

ಶ್ಶ

述べ法院に民事訴訟を提起することで、少数の共有者の自己とで、分数の共有者の自己と言うない時には、反対する共有者はただ民法第七六七条第則に合致せず併せて少数の反対者の権益を確保する方案を提則に合致せず併せて少数の反対者の権益を確保する方案を提則に合致せず併せて少数の反対者の権益を確保する方案を提則に合致せず併せて少数の反対者の権益を確保する方案を提則に合致しているがまた公平の原則に合致した状況に至っては、単権を設定した状況に至っては、前述の多数決で採決して典権を設定した状況に至っては、

# 3 祭祀公業の土地の確実な調査と申請者のいない土地の

代替競売

と通知する 公業に、 所に届け九十日の公告をし、 ľĆ 七条の定める公告の日の三年の期限に達し、 一年以内に祭祀公業の土地を調査し併せて調査書を作り、 台湾の祭祀公業の土地の現在の状況を確実に理解するため 直轄市・縣 公告の日より三年以内に申請をしなければならない (祭祀公業条例第七条)。 (市) の土地行政機関は本條例施行の日より 併せてまだ申請していない祭祀 もし祭祀公業の土地が第 以下の状況の一 公

申

請し得る、

審査を経て誤まりなく、

三カ月の公告をし、

期

動

祀公業條例第五二条)。 競売時に至ってもなお継続してこの土地の占有をなす人 (祭 権者]。二、宅地或いは耕地の賃借人。三、 序は以下の通り。 定或いは法院の裁判の却下の確定を経た (祭祀公業條例第五 に訴願の提起或いは法院に裁判の請求がない。三、 に達し申請する者がいない。二、申請が却下され、 の主管機関が代わりに競売することになる。 四 代替競売の土地に対して、 本條例施行前にすでに占有が十年以上に達しており、 一、地上権者・典権者・永佃権者 [永小作 その優先購買権者と優先順 共有地の他の共有 一、三年の期限 訴願の決 期限まで

庫に帰属する (祭祀公業條例第五四条)。

つであるなら、

公共の施設用地の外は、

直轄市或い

は縣

(市

座に預けた保管金の預金の日より十年以内に、 保管金専用口座に預けなければならない。 金及び納税すべき土地税を差し引いた後、 に対しては、 売した土地の売却金を保管しなければならない。 設ける地籍整理土地権利売却金の保管金専用口座で、 し直轄市或いは縣 代替競売した土地の売却金に対しては、 五%の行政処理費用と○・五%の地籍整理割増 (市) の主管機関に土地売却金の給付を その残額を前項の 主管機関は国庫 祭祀公業は専用口 証明文書を添 この売却 代替競 金 が

地

限に達して異議を申し立てる者なき時は、 てこれを給付する。 の売却金から納税すべき土地税を差し引いた後の残額に応じ 口座に預金する保管金が決算を経てもし残余があるなら、 併せて保管金専用口座に預金したものの実収利息を加え もし前項の期間の期限に達した後 代替競売した土地 専用 玉

ζ

告をし、 対応する (祭祀公業條例第五五条)。 ものの収すべき利息を加えて給付する。 却金の給付を申請し得る、 明文書を添付し、直轄市或いは縣 (市) の主管機関に土地売 た土地は、 土地権利売却金の保管金により対応し、 し引いた後の残額により、 管機関に登記を依頼して国有となす。 たが競売ができなかったものは、 )の二回目の競売の予定開始価格から納税すべき土地税を指 前述の規定によって代替競売した土地で、 期限に達して異議を申し立てる者なき時は、 登記が完了した日より十年以内に、 併せて保管金専用口座に預金した 審査を経て誤りなく、 直轄市或いは縣 登記を経て国有となっ 不足は、 必要金は、 二度の競売を経 祭祀公業は証 三カ月の公 国庫により (市) 地籍整理 この土 の 主

||産が、 祭祀公業條例の施行前に祭祀公業以外の名義で登記した不 祭祀公業の性質及び事実を具え、 申請者がすでに過

業も、 L١ 半数の派下員の希望を知り祭祀公業事件で処理するという同 称変更して祭祀公業法人となし或いは財団法人・社団法人と 本條例の申請及び登記の規定を準用する、 意書或いはその他の証明文書を提出し認定するに足るものは 祭祀公業の所有となすを得、 (祭祀公業條例第五六条)。 また同じ。 前項の不動産が耕地である時は、 農業發展條例の制限を受けな 財団法人の祭祀公 申請し名

規定は実は円満に解決するには不充分である。 ぎないのであるが、しかし私法の中の現在の民法と土地法の 項に対して、 荒廃して十分に利用できず浪費を生み、 は分かれ、 公業の派下員の人数は数千人にも達することさえあり、 るもめごとは民事訴訟の手段によって紛争を解決できるにす 権力はもともと任意に介入すべきでなく、このためその生ず 理する外、直接に法院に提訴しうる (祭祀公業條例第五七条)。 公業法人の登記・変更・調査に備える事項或いは土地登記事 厳格に言えば、祭祀公業自体は私法領域に属すべきで、 「理人・派下員或いは利害関係人が祭祀公業の申請と祭祀 行方不明のものさえあり、多くの土地はこのため 異議あるものは、 本條例の定める手続により処 一部の管理人は機に とりわけ祭祀 意見 公

乗じて財産を奪うことさえあり、

引き起こされた訴訟紛争は

を止めることを要求しうるのみで、 きないのである。このためただ公権力の介入により、 常に証拠を挙げるのは難しいことから、 に申請を終わらせ或いは法院に提訴して紛争を安定させ争い 法律の強制効果のある関連規定を通じて、 祭祀公業の土地の十分な利用を確保させ、 早急に法律関係を確立し 確実に問題を解決で 一定の期限のうち もはや荒廃さ 前述の

 $\frac{-}{\circ}$ 

#### 六 結論

せぬことを期するのである。

ζ

八年四月三〇日に「台湾省祭祀公業土地清理辦法」を公布し、 争はかえって解決が難しくなった。 名義で登記はできないこととなったところ、生じた法的な紛 利を新たに取得した時、すでに成立している財団法人以外は、 改正の後には、 り土地の処分或いは利用に利するようにした。一九八六年の 指導し、併せて管理人の設立或いは改選を援助し、これによ 地清理要點」は祭祀公業の土地及び派下員を整理することを 登記は派下員全体の公同共有とせねばならず、「祭祀公業」 台湾の内政部が一九八一年に制定・公布した「祭祀公業土 祭祀公業が不動産の所有権或いはその他の権 台湾省政府はまた一九九

> (名城 '13) 62 - 4 - 283

関連規定を類推できるにすぎないのだが、

筆者は社団法人の

訳

きりしなかった。 法律レベルの効力を具えていないので、効果は依然としてはっ 紛糾した法律問題を解決しようと図ったが、それはいずれも

務の主体とさせ、行政機関の監督・指導により、 記した祭祀公業法人に特別法人の地位を与え、それを権利義 増進するとの目標に達したのである。 を受け継ぎ併せて土地利用にも注意を向け及び公共の利益を に施行された法律の効力を具えた「祭祀公業條例」は再度登 二〇〇七年一二月一二日に公布の後、二〇〇八年七月一日 宗族の伝統

きである。但し台湾の民法は特殊法人に関わる規定はないの 第二読審査会の行政院案の説明によって、「特殊法人」とすべ 内政部次長が国会で提案した時に述べたところ及び立法院の にそれを財団法人或いは社団法人に帰せしめるべきでなく ことができるが、その法的な位置付けは、直ちに法律で単純 規定により、三年以内に変更登記をして祭祀公業法人とする に、すでに成立していた財団法人の祭祀公業は、この條例の は民法の規定により社団法人或いは財団法人となる。 施行前 祭祀公業條例の規定によれば、新たに設立された祭祀公業 その解散時の財産処理は、民法総則編の法人についての

> 定められていないなら、総会 (すなわち派下員大会) でこれ 規定を類推し、 定款の規定によってこれをなし、 もし定款が

を決議すべきだと考えている。

となった時には、典権者が不動産所有権を取得するので、 筆者は反対の見解を持っている。 それは一たび回贖できない では典権に対しても多数決で設定できることとなるのだが、 計の過半数の同意でこれを行なう、と定める。但しこの条文 権を設定することに対し、共有者の過半数及びその持分の合 動産の処分・変更及び地上権・農育権・不動産役権或いは典 める。このため台湾の土地法第三四条の一は、祭祀公業の不 関に依頼して均分の登記をし派下員の分別共有とする、 は派下全員証明書の派下現員名簿により、 もし祭祀公業條例の規定によって登記しない時、 土地登記の管轄機 この條例 と定 反

員がその法律の施行前・後の利害関係にどのような違いがあ の他の憂慮すべき問題が現われている。特に祭祀公業の派下 を経て、再度正式に立法的に解決したが、しかしまたもやそ さと不十分さを意味しているのであり、二二年の混乱と争い 験したことは、実は内政部のこれまでの何回もの政策の不当 対者の権益に対する侵害を生むかもしれないからである 上述の祭祀公業問題に関して何度も政策の重大な変化を経 '13)

ずるとなると、おそらく公正な法院が確実にそのあるべき正 るかを理解できない状況の下にあって、一たびまた争いが生 義を実践しうることを望むしかないであろう。政策が注意を

払わざるをえないのである!

注

(1) 高欽明『祭祀公業財産處分實務』永然化出版公司、二〇一〇 年六月再版、一五 二三頁

(2) 参照、我妻栄・有地亨・清水誠・田山輝明編『コンメンター ル民法 八年一〇月、一三四頁 総則・物権・債権 』 日本評論社、二版一刷、二〇〇

(3) 参照、立法委員趙永清・張慶忠の立法院での「祭祀公業條例 会記録、二一六 二一七頁。 草案」審査報告の提案説明。 『立法院公報』第九六巻第二〇期院

4 同右注 (3)、張慶忠立法委員の提案説明、二一八頁

5 同右注 (3)

6 『台灣民間習慣調査報告』 一九七九年七月再版、七六〇頁以下。

7 同右注 (3)、内政部林中森次長の提案説明、二一九頁。

8 八年五月一九日に行政院院臺秘字第〇九七〇〇一八一三九号を 字第〇九六〇〇一六七五七一号で制定・公布し、全文六〇条 本條例の施行期日は、 台灣祭祀公業條例は二〇〇七年一二月一二日、 行政院がこれを定める。行政院は二〇〇 總統華總一義

公布し、二〇〇八年七月一日より施行すると定めた。

9 同右注 (3)、内政部林中森次長の提案説明、二一九 二二〇

(10) 同右注 (3)、行政院の提案説明、二四九頁。

(11) 一九七五年七月一五日『立法院公報』第六四巻第五五期院会

(12) 土地法第三四条の一を追加した時、 六四巻第五四期委員会記録、三頁。 委員の質問に答えた。 一九七五年七月一五日『立法院公報』 内政部高應篤次長が立法

13 學林文化事業公司、 郭玲惠・郭麗珍共著 謝在全「分別共有内部關係之理論與實務」、詹森林・謝在全・ 一版|刷 『民法研究 (一)...民法研究會實録』所収: 一九九九年九月、一六一頁

付録

台湾 祭祀公業條例

二〇〇七年一二月一二日公布

二〇〇八年七月一日

第一章 総則

第一

第二条 条 公業の土地の地籍管理を健全なものとし、 本條例が主管機関と称するは以下である。中央においては 祖先を祭り孝道を発揚し、 公共の利益を増進するために、 宗族の伝統を受け継ぎ及び祭祀 特に本條例を制定する。 土地の利用を促進

> 62 - 4 - 281 (名城 '13)

内政部、 主管機関の権限・責任の区分は以下の通りである。 (市) 政府、 直轄市においては直轄市政府、 郷 (鎮・市) においては郷 (鎮・市) 公所。 縣 (市) においては

#### 一、中央主管機関

- 祭祀公業制度の将来計画と関連法令の検討と解釈。
- (二) 地方主管機関の祭祀公業業務に対する監督と指導

#### 一、直轄市・縣 (市) の主管機関 祭祀公業法人の登記事項の審査

- 祭祀公業法人の業務の監督と指導
- 査・給付と変動事項の処理。 た祭祀公業の、その申請事項の処理、 (鎮・市) の主管機関 本條例施行前にすでに存在し 派下全員証明書の審

轄市或いは市の主管機関により管轄される。 前項第三号の権限・責任は直轄市或いは市においては、 直

により行なう。 本條例の定める郷 (鎮・市) の公所によって行なわれる業 直轄市或いは市においては、直轄市或いは市の区公所

第四条

央主管機関が直轄市・縣 (市) の主管機関と協議してこれを 本條例或いはその他の法律が別に定めているものの外は、 第二項に列挙しなかった権限・責任で争いが生じた時は 中

(養子を含む)とする。

第三条 本條例の用語の定義は以下の通りである。 祭祀公業 設立者によって財産を提供し、 祖先或いはそ

の他の享祀人を祭ることを目的とする団体

<del>\_</del> 設立人 財産の提供をし祭祀公業を設立する自然人或い

は団体。

ξ

亨祀人 祭祀公業により祭られる人

派下員 祭祀公業の設立人及びその派下権を継承する人

で、その分類は以下の通り

(二) 派下現員 祭祀公業或いは祭祀公業法人の現在なお 現在までの派下員の全体。 派下全員 祭祀公業或いは祭祀公業法人の設立より

存在する派下員の

Ą 派下権 祭祀公業或いは祭祀公業法人に属する派下員の

権利。

六 派下員大会 祭祀公業或いは祭祀公業法人の派下現員が 構成し、規約・業務計画・予算・決算・財産処分・

だ定めていないものは、 規約によってこれを定める。 本条例施行前にすでに存在した祭祀公業は、その派下員は 負担の設定・管理人と監察人の選任を議決する。 派下員は設立人及びその男系子孫 規約のないもの或いは規約をま

'13)

母の姓を冠しているもの、これらの男子も派下員となること 或いは入り婿をとらず生んだ男子或いは養子にとった男子で のが、派下員となることができる。この女子の入り婿をとり 派下員の男系子孫なきは、その女子でまだ嫁いでいないも

Ξ

ができる

派下の女子・養女・入り婿等で以下の一つにあてはまるも

のは、また派下員となることができる。 派下現員の三分の二以上の書面の同意を経た。

派下員大会で派下現員の過半数が出席し、出席者の三分

の二以上が同意する採択を経た。

第五条 の事実が生じた時、 本条例施行後、祭祀公業及び祭祀公業法人の派下員に相続 その相続人は共同で祭祀を引き受ける者

を以て派下員に加えるべきである

第二章

祭祀公業の申請

第六条 の公所 (以下公所と略称) に申請しなければならない その管理人はこの祭祀公業の不動産の所在地の郷 (鎮・市 ず併せて派下全員証明書を審査・給付していない祭祀公業は 點或いは臺灣省祭祀公業土地清理辦法の規定によって申請せ 本條例施行前にすでに存在し、そして祭祀公業土地清理要

いは管理人が申請をしようとしないものは、派下現員の過半 前項の祭祀公業で管理人がいない、管理人が行方不明 或

第七条 業に、 年以内に祭祀公業の土地を調査し併せて調査書を作り、 に届け九十日の公告をし、併せてまだ申請していない祭祀公 数が推挙する派下現員の一人が申請をすることができる 直轄市・縣 公告の日より三年以内に申請をしなければならないと (市) の土地行政機関は本條例施行の日より一 公所

通知する

第八条 る時に申請書を書き、 第六条の祭祀公業は、その管理人或いは派下員が申請をす 併せて以下の書類を添付しなければな

四四

一、推薦書。 但し管理人が申請する場合は免除する。 らない。

<del>\_</del> 沿革。

Ę 不動産の登記台帳とその証明書類

四 派下全員の系統表

Ę

派下全員の戸籍謄本。

ţ 六 派下現員名簿 原始規約。但し原始規約がないものは免除する。

後、 前項第五号の派下全員の戸籍謄本は、 申請に至る時の全体の派下員の戸籍謄本を指す。但し戸 戸籍登記の実施開始

籍関係の行政機関がこの派下員の戸籍資料がないことを調査

で明らかにしたものは、免除する。

( 鎮 () 市)

第九条 他の土地のある公所と共同で審査することを通知しなければ に分かれているものは、 しなければならない。 祭祀公業の土地が異なる直轄市・縣(市)・郷 申請を受理した公所は祭祀公業にその 面積が最大の土地のある公所に申請

ならない。

第一〇条 公所が祭祀公業の申請を受理した後、 請者に三十日以内に補充・修正することを通知しなければな は書面審査を受けねばならない。その適合しないものは、 期日までに補充・修正せず或いは補充・修正をした その付された書類 申

(名城 '13) 62 - 4 - 279

けれどもやはり適合しないものは、その申請を却下する。

**同一の祭祀公業に二人以上の申請者がある場合、公所は当事者に三カ月以内に協議をして一人の申請とするように通知ないものは、公所より当事者に一カ月以内に法院に確認の訴えを提起し併せて公所に報告することを通知し、公所は法院の確定判決によって処理しなければならない、期日になっての確定判決によって処理しなければならない、期日になって動力を表している。** 

第一一条 公所が祭祀公業の申請を受理した後、公所・祭祀公業の第一一条 公所が祭祀公業の申請を受理した後、公所・祭祀公業の申請を受理した後、公所・祭祀公業の第一条 公所が祭祀公業の申請を受理した後、公所・祭祀公業の第一条 公所が祭祀公業の申請を受理した後、公所・祭祀公業の第一条 公所が祭祀公業の申請を受理した後、公所・祭祀公業の第一一条 公所が祭祀公業の申請を受理した後、公所・祭祀公業の第一条 公所が祭祀公業の申請を受理した後、公所・祭祀公業の第一条 公所が祭祀公業の申請を受理した後、公所・祭祀公業の第一条 公所を記述されている。

しなければならない。 に対して異議あるものは、公告期間内に、書面で公所に提起第一二条 祭祀公業の派下現員或いは利害関係人で前条の公告事項

を却下する。
を却下する。
とかが期限内に返答書を提出しないなら、その申請ない、申請人が期限内に返答書を提出しないなら、その申請るので受け取った日より三十日以内に返答をしなければなら公所は異議期間の期限に達した後に、異議書を申請人に送

け調査に備えることができる。 け調査に備えることができる。 け調査に備えることができる。 は、公所が異議あるなら、返答書を受け取った次の日より三十者がなお異議あるなら、返答書を受け取った次の日より三十

し異議を求めねばならない。申請手項を訂正して、再び公所に報告して三十日の公告をな申請手項を訂正して、再び公所に報告して三十日の公告をな

院がすべて判決を下した後、確定判決によって処理する。 ・会員証明書を審査・給付する、法院に提訴したものは、各法 ・会員証明書を審査・給付する、法院に提訴したものは、各法 ・会員証明書を審査・給付する、法院に提訴したものは、各法 ・会員証明書を審査・給付する、法院に提訴したものは、各法 ・会員証明書を審査・給付する、法院に提訴したものは、各法

及び不動産登記台帳を含む。前項の派下全員証明書は、派下現員名簿・派下全員系統表

第

一四条 祭祀公業の原始規約なきものは、派下全員証明書の審査・給付の日より一年以内に、その規約を変更し証明書の審査・給付の日より一年以内に、その規約を定めなければならない。 立は、派下全員証明書の審査・給付の日より一年以内に、その規約を定めなければならない。

書面同意を経て、公所に報告し調査に備えねばならない。人数の四分の三以上の同意或いは派下現員の三分の二以上の規約の制定と変更は派下現員の三分の二以上の出席、出席

「、 NGTK、TEPS、 TEPS 事項を記載しなければならなり

一、名称、目的、所在地。

二、派下権の取得と喪失

二、管理人の人数・権限・任期・選任と解任の方式。

四、規約の制定と変更の手続。

Ą

財産の管理・処分・負担設定の方式

六、解散後の財産分配の方式。

書の審査・給付の日より一年以内に管理人を選任し、併せて第一六条 祭祀公業の申請の時に管理人なきものは、派下全員証明

祭祀公業に監察人を設けているものは、派下全員証明書の

審査・給付の日より一年以内に監察人を選任し、併せて公所

公所に報告して調査に備えねばならない。

に報告して調査に備えねばならない。

異議あるものは、直接に法院に確認の訴えを提起しなければ祭祀公業の管理人・監察人の選任と調査に備える事項に、

定がある或いは派下員大会の議決を経て採択する外は、派下祭祀公業の管理人・監察人の選任と解任は、規約に別に規ならない。

現員の過半数の同意を経なければならない。

明し、公所の三十日の公告を経て異議を申し立てる者がなかっのは、派下現員の過半数の同意書を提出し、併せて理由を説派下員或いは利害関係人が派下員の漏れ・誤入を発見したも第一七条(祭祀公業の派下全員証明書の審査・給付の後、管理人・

は、法院に派下権を確認する訴えを提起せねばならず、公所た後に、派下全員証明書を訂正することを得、異議あるもの

二六

は法院の確定判決によって処理せねばならない。

祭祀公業の派下全員証明書の審査・給付の後、派下員に

第一八条

文書を提出し、公所に申請して三十日の公告をしなければな変動があるなら、管理人・派下員或いは利害関係人は以下の

異議あるものは、第一二条・第一三条に定める手続によってらず、異議を申し立てる人なき後に調査に備えることを許す、文書を提出し、公所に申請して三十日の公告をしなければな

処理する。

二、変動部分の戸籍謄本。

派下全員証明書

三、変動前後の系統表。

四、放棄書 (放棄する人なきものは、

五、派下員変動前後の名簿。

六、規約 (規約なきものは、免除)。

九条 祭祀公業の管理人の変動は、新しい管理人により以下の----

第

告の必要はない。

証明文書を提出し、

公所に申請し調査に備えるものとし、公

一、派下全員証明書

一、規約 (規約なきものは、免6

三、選任の証明文書

院の判決の確定を経たものは、公所はその申請を却下し或い第二〇条 祭祀公業の申請の時添付した文書に、虚偽不実があり法

(名城 '13) 62 - 4 - 277

第三章 祭祀公業法人の登記

第二一条 本條例施行前にすでに存在した祭祀公業は、本条例によ り申請し、併せて直轄市・縣 (市) の主管機関に登記した後

祀公業は、すでに本条例によって申請した祭祀公業とみなし、 本條例施行前にすでに派下全員証明書を審査・給付した祭 祭祀公業法人となす。

法人となしうる。 ただちに第二五条第一項の規定により登記を申請し祭祀公業

祀公業の名称の上に法人の名義を冠しなければならない。 祭祀公業が登記を申請して祭祀公業法人となった後は、

祭祀公業は権利を享受し及び義務を負担する能力を有す

第二二条 祭祀公業法人は管理人を設け、祭祀公業法人の事務を執 業法人を代表しなければならない。管理人が数人あるものは、 行し、祭祀公業法人の財産を管理し、併せて対外的に祭祀公

表者としなければならない、管理事務の執行は管理人全体の その人数は奇数とし、併せて管理人の互選によって一人を代

過半数の同意で決する。

第二三条 祭祀公業法人は監察人を設けることができ、派下現員中 より選任し、祭祀公業法人の事務の執行を監察する。

第二四条 らない。 祭祀公業法人の定款は、以下の事項を記載しなければな

> <del>\_</del> 名称。

Ę

主たる事務所の所在地

四 財産総額

Ę 派下権の取得と喪失。

六 派下員の権利と義務

ţ V 派下員大会の召集・権限と議決規定

九 監察人を設けるものは、その人数・権限・任期・選任と 管理人の人数・権限・任期・選任と解任の方式

解任の方式。

十、祭祀事務

十一、定款の制定と変更手続

祭

十二、財産の管理・処分・負担設定の方式

存立期間を定めているものは、その期間

世世 解散の規定。

**土** 解散後の財産分配の方式

第二五条

祭祀公業は申請書を作り、

併せて以下の文書を添付して、

して祭祀公業法人となす。 公所を通じて直轄市・縣 (市) の主管機関に届け登記を申請

<del>\_</del> 沿革。

派下現員過半数の同意書

ξ 定款。

四

主たる事務所の所在地を明記した文書、 支所を設けたも 目的。

二七

二八

のは、また同じ

Ę 理人があるものは、併せて管理人名簿を付す。 管理人の調査に備える公文書の写し、申請前にすでに管

監察人の調査に備える公文書の写し、申請前にすでに監

察人のあるものは、 併せて監察人名簿を付し、監察人なき

ものは、免除する。

派下全員証明書

祭祀公業法人の印と管理人の印

前項の祭祀公業法人の印の様式と規格は、中央主管機関に

よってこれを定める。

第二六条 直轄市・縣 (市) の主管機関は祭祀公業法人の登記の申 請を受理し、本条例の規定に符合するかどうかの審査を経て

祭祀公業法人の登記証書を給付する。

冠しなければならない 前項の法人登記証書は祭祀公業の名称の上に法人の名義を

祭祀公業法人の登記証書の形は、中央主管機関によってこ

れを定める。

第二七条 直轄市・縣 (市) の主管機関は祭祀公業法人の登記を行 ない、法人登記簿を備え、併せて以下の事項を記載しなけれ

一、祭祀公業法人の設立の目的・名称・所在地

ばならない。

財産総額

派下現員名簿

るものは、 その姓名。

四

管理人の姓名と住所、

法人を代表する管理人を定めてい

五、監察人を設けているものは、その姓名と住所

ţ 祭祀公業法人の登記証書の審査・給付の日 存立期間を定めているものは、その期間

祭祀公業法人の印と管理人の印

定める。 祭祀公業法人の登記簿の形は、中央主管機関によりこれを

第二八条 管理人は祭祀公業法人の登記証書を取得した日より九十

関に申請し、その不動産所有権の名称変更の登記をして法人 日以内に、登記証書と不動産登記台帳を添付し、土地登記機

所有となす、期限は一回延長しうる。

前項の定める期限によって処理しないものは、 第五〇条の

第三項の規定によって処理する。

第二九条 祭祀公業法人の登記の後、登記すべき事項があって登記 せず、或いはすでに登記した事項に変更があって変更の登記

をしないものは、その事項を以て第三者に対抗することはで

きない。

第四章 第三〇条 祭祀公業法人の派下員大会は毎年少なくとも定期に一回 祭祀公業法人の監督

開き、以下の事項を議決する。

定款の制定と変更

二、管理人・監察人の選任

(名城 '13) 62 - 4 - 275

四 三、管理人・監察人の業務報告。 管理人が作る年度の予算書・決算書・業務計画書と業務

五、財産処分と負担の設定

六、その他派下員の権利・義務に関わる事項

に、公所を通じて直轄市・縣 (市) の主管機関に届け調査に 祭祀公業法人は派下員大会の会議記録を会議後三十日以内

備えねばならない。

第三一条 祭祀公業法人の派下員大会は、法人を代表する管理人に 記をしなければならない。 より招集し、併せて派下現員の過半数の出席がなくてはなら 派下現員に変動がある時は、 開会前に派下員の変更登

の書面請求を経た場合は、 管理人は必要と考えた場合或いは派下現員の五分の一以上 臨時の派下員大会を招集すること

前二項により招集した派下員大会は、法人を代表する管理

人が議長を担当する。

ができる。

がこれを招集し、 集しないなら、第二項の請求による派下現員が推挙する代表 管理人が定款或いは第一項と第三項の規定により会議を招 併せて一人を相互推薦して議長を担当させ

第三二条祭祀公業の事務を執行するために、 規定により派下員大会が事項を議決しなければならない時に、 定款或いは本条例の

> 第三三条 祭祀公業法人の派下員大会の決議は、派下現員の過半数 前条の規定により同意書を得るものは、 り、出席人数の四分の三を超える同意がなければならない、 し以下の事項の決議は、 現員の二分の一以上の書面の同意を得なければならない。但 祭祀公業法人の派下員大会の出席人数が故あって定数に達し ればならない、前条の規定により同意書を得るものは、 の出席があり、 の派下現員の印のある同意書を取ってこれをなしうる。 ないものは、 法人を代表する管理人が第三三条が定める比 出席人数の過半数の同意でこれを行なわなけ 派下現員の三分の二以上の出席があ 派下現員の三分二以

上の書面の同意を得なければならない。 一、定款の制定と変更

<del>\_</del> 財産の処分と負担の設定

祭祀公業法人の定款が前項の規定より高い決定人数を定め

るなら、その定款の規定に従う。

第三四条 祭祀公業法人が定款を制定及び変更するために派下員大 会を開く時は、直轄市・縣 (市) の主管機関に申請して担当

第三五条 別に定めるか或いは派下員大会で議決を経て採択したものの 者の派遣・列席を願わねばならない。 外は、派下現員の過半数の同意を経なければならない 祭祀公業法人の管理人・監察人の選任と解任は、 定款で

第三六条 管理人は祭祀公業法人の財産の管理について、定款で別

二九

 $\equiv$ 

をなしうる。 に定める外は、 保全と利用或いは改良を目的とする行為のみ

第三七条 祭祀公業法人の派下現員が変動したものは、 派下員の変更登記を行なわなければならない。 を提出し、公所を通じて直轄市・縣 (市) の主管機関に届け 以下の文書

派下全員証明書

派下員の変動部分の系統表

₹ 変動部分の派下員の戸籍謄本。

四 派下員の変動前の名簿と変動後の現員名簿

五 派下権放棄書、派下権を放棄することなきものは、

六

てる者なきは、 縣 (市) の主管機関の三十日間の公告を経て、異議を申し立 前項の祭祀公業法人の派下現員が変動したものは、直轄市・ 調査に備えるものとし、異議あるものは、 第

第三八条 一二条・第一三条の定める手続により処理する。 祭祀公業法人の管理人或いは監察人が変動したものは

て直轄市・縣 (市) の主管機関に届け管理人或いは監察人の 公所を通じ

管理人或いは監察人を選任する証明書を提出し、

変更登記を行なわなければならない。

第四三条

祭祀公業法人の以下の状況の一つがあるものは、

直轄市・

るものは、 祭祀公業法人の管理人・監察人の選任と変更登記に異議あ 直接に法院に民事確認の訴えを提起しなければな

第三九条祭祀公業法人の不動産に変動あるものは、 土地・建物の

らない。

じて直轄市・縣 変動証明文書と変動後の不動産登記台帳を提出し、 (市) の主管機関に届け変更登記を行なわな 公所を通

ければならない

第四〇条 て直轄市・縣 (市) の主管機関に届け変更登記を行なわなけ 新たな法人印と管理人印及び関連資料を提出し、 祭祀公業法人の印或いは管理人の印に変動があるものは、 公所を通じ

ればならない。

第四一条 祭祀公業法人は帳簿を設け、詳細に会計に関わる事項を 執行書を提出し、 以内及び毎年度の開始の三カ月前に、 らない。祭祀公業法人は法人登記書を取得した日より三カ月 に届け調査に備えねばならない。 書を提出し、年度終了後の三カ月以内に、年度決算及び業務 記録し、定められた期日までに収支報告を作成しなければな 公所を通じて直轄市・縣 (市) の主管機関 年度予算書と業務計

第四二条 祭祀公業法人で監察人を設けているものは、監察人は随 見を報告することができる の提出する各種の冊子・計画に対して、派下員大会に監察意 時業務の執行状況と財務帳簿を照合するを得、併せて管理人

縣 を通知すべきである。 (市) の主管機関が訂正すべきで、併せて期限までの改善

法令或いは定款の規定に違反した。

Ę

管理運用と設立目的の不一致

62 - 4 (名城 '13)

ることができる。

会計記録をもっていない。 財務収支が合法的な証拠を具えておらず或いは完備した

祭祀公業法人が前項の期限内に改善していないなら、 財務総額からすでに設立目的を達成できない

第四四条 市・縣 (市) の主管機関はその管理人の職務を解除し、 に管理人を選任させ或いは登記を廃止させることができる。 祭祀公業法人の目的或いはその行為が、法律・公共の秩 新た

察官或いは利害関係人の請求により、解散を宣告することが

序或いは善良の風俗に違反するものは、

法院は主管機関・検

第四五条 祭祀公業法人は定款が定める解散の事由が発生し或いは

直轄市・縣 (市) の主管機関がその登記を廃止する時は、

ے

れを解散する。

に備えねばならない。 計算書を提出し、直轄市・縣 (市) の主管機関に報告し調査 祭祀公業法人の解散の時、 清算人は証明文書と財産清算の

第四六条 別に決議をしているものは、この限りではない。 れをなす。但し定款が特別な規定を有し或いは派下員大会が 祭祀公業法人の解散の後、 その財産の清算は管理人がこ

第四七条 関係人の申請によって、 前条の規定によりその清算人を定めることができない時 法院は直轄市・縣 (市) の主管機関・検察官或いは利害 或いは職権によって清算人を選任す

> 第四八条 清算人の職務は以下の通り。

現在事務の処理

Ļ 債権の回収・債務の償還

残余財産を引き渡し分配する。

直轄

内で、存続するとみなす。

祭祀公業法人は清算の終結に至るまで、

清算の必要の範囲

第五章 祭祀公業の土地の処理

第四九条 派下現員或いは利害関係人が不動産登記台帳の中に建物或い は土地に漏れや誤入を発見するなら、派下現員の過半数の同 祭祀公業の派下全員証明書の審査・給付の後、 管理人・

る者がなければ、 の謄本を提出し、 意書と土地或いは建物の所有権状の写し或いは土地登記 (簿) 公所の三十日の公告を経て異議を申し立て 不動産の登記台帳を正すことができる。

議があるものは、 法院に不動産所有権確認の訴えを提起すべ

第五〇条 の方式の一つによって、その土地或いは建物を処理しなけれ を経併せて公所に報告して調査に備えた後、三年以内に以下 きで、公所は法院の確定判決によって処理する。 祭祀公業の派下全員証明書の審査・給付、

管理人の選任

ばならない。

一、派下現員の過半数の書面の同意を経て本條例の規定によ 登記を申請し祭祀公業法人の所有となす。 り登記し祭祀公業法人となし、併せて所有権の名称変更の

派下現員の過半数の書面の同意を経て民法の規定により

Ξ

請し財団法人の所有となす。財団法人を成立させ、併せて所有権の名称変更の登記を申

別共有或いは個別所有となす。三、規約の規定により所有権の変更登記を申請し派下員の分

によって処理する。 祀公業は、本條例施行の日より三年以内に、前項各号の規定本條例施行前にすでに派下全員証明書を審査・給付した祭

る土地登記機関に依頼し均分の登記をし派下員の分別共有との主管機関が派下全員証明書の派下現員名簿により、管轄す

二項の規定によって処理しないものは、

直轄市・縣 (市)

を定む。

一、三年の期限に達し申請する者がいない。 は、直轄市或いは縣 (市) の主管機関が代わりに競売する。に達し、以下の状況の一つであるなら、公共の施設用地の外第五一条 祭祀公業の土地が第七条の定める公告の日の三年の期限

三、訴願の決定或いは法院の裁判の却下の確定を経た。三、訴願の決定或いは法院の裁判の却下の確定を経た。前に項の代替競売の手続・代替競売の暫定的猶予の要件と前に項の代替競売の手続・代替競売の暫定的猶予の要件と

判の請求がない。

申請が却下され、

期限までに訴願の提起或いは法院に裁

購買権者と優先順序は以下の通り。 第五二条 前条の規定による代替競売の土地に対しては、その優先

Ξ

一、地上権者・典権者・永佃権者 [永小作権者]。

宅地或いは耕地の賃借人。

、共有地の他の共有者。

| 1985 | - 1995 | 1986 | 1986 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 1987 | 198

前項第一号の優先購買権の順序は、登記の前後を以てこれ

する前に、三カ月の公告をしなければならない。第五三条 直轄市或いは縣 (市) の主管機関が代替して土地を競売

人には、公告の時に併せて通知すべきである。

大には、公告の時に併せて通知すべきである。

大には、公告の時間に関い合わせなければならない、その調査で競売する公告をする前に、税金行政・戸籍行政・生活行政・ 大には、公告の時に併せて通知すべきである。

理土地権利売却金の保管金専用口座で、代替競売した土地の第五四条 直轄市或いは縣 (市) の主管機関は国庫が設ける地籍整

(名城 '13) 62 - 4 - 27

売却金を保管しなければならない

管金専用口座に預けなければならない 及び納税すべき土地税を差し引いた後、 却金から、五%の行政処理費用と〇・五%の地籍整理割増金 直轄市或いは縣 (市) の主管機関は代替競売した土地の売 その残額を前項の保

の実収利息を加えてこれを給付する。 た後の残額に応じて、併せて保管金専用口座に預金したもの 代替競売した土地の売却金から納税すべき土地税を差し引い 月の公告をし、期限に達して異議を申し立てる者なき時は、 土地売却金の給付を申請し得る、 祭祀公業は専用口座に預けた保管金の預金の日より十年以 証明文書を添付し直轄市或いは縣 (市) の主管機関に 審査を経て誤りなく、三カ

中央機関がこれを定める。 及び地籍整理割増金の分配と審査・給付等の事項の方法は 理土地権利売却金の保管金の預金・保管・国庫納入等の事項 が決算を経てもし残余があるなら、 前項の期間の期限に達した後、専用口座に預金する保管金 国庫に帰属する。 地籍整

第五五条 第五一条の規定により代替競売した土地は、二度の競売 主管機関に登記を依頼して国有となす。 を経たが競売ができなかった場合、直轄市或いは縣 (市) の

十年以内に、 (市) の主管機関に土地売却金の給付を申請し得る、 前項の登記が国有となった土地は、登記が完了した日より 祭祀公業は証明文書を添付し、直轄市或いは縣 審査を経

> 管金専用口座に預金したものの収すべき利息を加えて給付す ら納税すべき土地税を差し引いた後の残額により、併せて保 てる者なき時は、 て誤りなく、三カ月の公告をし、期限に達して異議を申し立 し、不足は、 必要金は、 国庫により対応する。 地籍整理土地権利売却金の保管金により対応 この土地の二回目の競売の予定開始価格か

#### 第六章 附則

శ్

第五六条 その他の証明文書を提出し認定するに足る場合、本條例の申 員の希望を知り祭祀公業事件で処理するという同意書或いは 祭祀公業の性質と事実を具え、申請者がすでに過半数の派下 請及び登記の規定を準用する、財団法人の祭祀公業も、また 本條例施行前に祭祀公業以外の名義で登記した不動産は、

公業法人となし或いは財団法人・社団法人とし祭祀公業の所 前項の不動産が耕地である時は、 申請し名称変更して祭祀

第五八条 中央主管機関は奨励措置を定め、祭祀公業がその財産の 第五七条 管理人・派下員或いは利害関係人が祭祀公業の申請と祭 果実を運用し公益的慈善及び社会教化事務を振興することを 事項に対して、 祀公業法人の登記・変更・調査に備える事項或いは土地登記 有となすを得、農業發展條例の制限を受けない 処理する外、 直接に法院に提訴しうる。 異議あるものは、本條例の定める手続により

三四

いは財団法人とせねばならない。第五九条 新たに設立する祭祀公業は民法の規定により社団法人或

台湾 土地法

分の二を超えるものは、人数は計算しない。

一の大きの一、共有者の過半数及びその持分の合計が三つでこれを行なわなければならない。但しその持分の合計が三つで、共有者の過半数及びその持分の合計の過半数の同意を以 が地上権・永佃権 [永小作権]・地役権或いは典権の設定の場第三四条の一、共有の土地或いは建築改良物は、その処分・変更及第三四条の一、共有の土地或いは建築改良物は、その処分・変更及

得したものは、他の共有者に代わり登記を申請しなければない。それにより不動産物権を取いまって、連帯して償還責任を負う。権利の変更登記をなすに対して、連帯して償還責任を負う。権利の変更登記をなすに対して、連帯して償還責任を負う。権利の変更登記をなすに対して、連帯して償還責任を負う。権利の変更登記をなすに対して、連帯して償還責任を負う。権利の変更登記をなすに対して、連帯して償還責任を負う。権利の変更登記をなり、共有者は前項の規定によって処分・変更或いは負担を設定

らない。

共有者がその持分を売却する時、

他の共有者は同一の価格

得た十五日以内に司法機関に訴えの手続をしなければならず、することができる。調停に承服しないものは、調停の通知を有者も管轄の直轄市・縣(市)の土地行政機関に調停を申請物は、共有者が自ら協議して分割できない場合、いかなる共物は、共有者が自ら協議して分割できない場合、いかなる共物は、共有者が自ら協議して分割できない場合、別の規定は、公同共有にこれを準用する。で共同或いは単独で優先して買い取ることができる。

れを処理する。

期限までに提訴しないものは、もとの調停の結果によってこ

台湾

民法

るものは、共有者となす。 第八一七条 数人がその持分に応じて、一物に対する所有権を有す

各共有者の持分が不明なるものは、それは均等となすと推

第八一八条 各共有者は、契約で別に定める外は、その持分に応じ定する。

得なければならない。

共有物の処分・変更・負担の設定は、共有者全体の同意を第八一九条 各共有者は、その持分を自由に処分することができる。て、共有物の全部に対して、使用収益の権を有する。

(名城 '13) 62 - 4 - 269

第八二〇条 単独でこれをなすことができる。 同意しなかった共有者に対して連帯して賠償責任を負う。 法院はいかなる共有者の申請によっても、裁定でこれを変更 ねばならない。但しその持分の合計が三分の二を超えるもの 半数及びその持分の合計の過半数の同意を以てこれを行なわ は重大なる過失があり、 共有者が損害を受けるに到る場合: 意しない共有者が法院に申請して裁定を以てこれを変更しう 共有物の簡易な修繕及びその他の保存行為は、各共有者が 前二項で定める管理は、事情変更により継続が難しい時は、 前項の規定による管理が明らかに公平を失するものは、 共有者は第一項の規定により管理の決定をなし、 人数は計算しない。 共有物の管理は、契約で別に定める外は、共有者の過

第八二一条 求は、 有権に基づく請求をなすことができる。 各共有者は第三者に対して、共有物の全部について所 共有者全体の利益のためにのみこれをなすことができ 但し共有物の回復請

第八二二条 ならない。 る外は、各共有者のその持分に応じてこれを分担しなければ 共有者の中の一人が、共有物の負担について支払いをなし、 共有物の管理費及びその他の負担は、 契約で別に定め

> てその分担すべき部分に応じて、 その分担すべき部分を超えたものは、その他の共有者に対し 償還を請求できる。

第八二三条 各共有者は、法令で別に定める外は、随時共有物の分 ない。 いは契約が不分割の期限を定めているものは、この限りでは 割を請求できる。 但し物の使用目的により分割ができない或

同

年を超えるものは、三十年に短縮する。 期限を定めるものは、三十年を超えることはできない。三十 不動産は、その契約が管理の取り決めをする時に、、不分割の きない、五年を超えるものは、五年に短縮する。 前項の不分割の期限を定めるには、 五年を超えることはで 但し共有の

割を請求できる。 前項の場合、もし重大な事由があるなら、共有者は随時分 故意或い

第八二四条 なう。 法院はいかなる共有者の請求によっても、 後消滅時効の完成により共有者の履行の拒絶を経たものは 分割の方法が協議で決定できない、 或いは協議での決定の 以下の分配を命ず

一、原物を以て各共有者に分配する。 原物を一部の共有者に分配することができる。 も原物の分配を受けることが明らかに困難であるものは

二、原物の分配が明らかに困難な時には、共有物を売却して 共有物の分割は、 共有者の協議の方法によりこれを行 但し各共有者がいずれ '13) 4-268 (名城

ることができる。

三六

変え、売却金を各共有者に分配する。 或いは原物の一部を各共有者に分配し、他の部分を金銭に金銭に変え、売却金を各共有者に分配することができる、

はその持分に応じて分配を受けることのできないものあるは、原物を分配する時、もし共有者の中に分配を受けない或い

金銭でこれを補償する

要な場合、共有物の一部についてはなお共有を維持できる。原物を分配する時、共有者の利益により或いはその他の必

共有者の一部の同じ隣接する数個の不動産については、こ有者は合併分割を請求できる。 共有者の同じ数個の不動産は、法令で別に定める外は、共

を分別分割とする。 る。但し法院が合併分割を不適当と考えるものは、なおこれの同意を経て、前項の規定を適用して、合併分割を請求できの不動産の持分共有者は、各不動産の持分の過半数の共有者

人以上が優先買い取りを願うなら、抽籤でこれを定める。外は、共有者は同じ条件で優先的に買い取る権利をもち、二共有物を金銭に変える時は、買受人が共有者である場合の

るものは、その権利は抵当権設定者或いは質権設定者の得るの分割によって影響を受けない。但し以下の状況の一つがあ持分に抵当権或いは質権のあるものは、その権利は共有物に部分の所有権を取得する。

- 、 重川針が分削に同意ところの部分に移る。

二、権利者がすでに共有物の分割訴訟に参加している。一、権利者が分割に同意した。

Ę

第一項の規定を準用する。 ものについて、第八八一条第一項・第二項或いは第八九九条

前項の但し書の場合、売却金の分配或いは金銭で補償する

権利者が共有者の訴訟を知らされたが参加しなかった。

を受けるべき共有者は、その補償金額について、補償義務者前条第三項の場合、もし不動産の分割をなすときは、補償

前項の抵当権は共有物の分割登記をなす時に、併せて登記の得るところの不動産に対して、抵当権を有する。

第八二五条 各共有者は、他の共有者が分割によって得た物に対し、し、その順序は第二項但書の抵当権に優先する。

の証書を保存しなければならない。 その持分に応じて、売主と同一の担保責任を負う。

各分割人は、他の分割人が保存する証書を使用することをない場合は、法院に申請してこれを指定することができるがない場合は、分割人の協議でこれを定め、協議で決定でき得した者がこれを保存するものとし、最大部分を取得した者共有物分割の後、共有物の証書に関しては、最大部分を取

第八二六条の一 不動産共有者の間での共有物の使用・管理・分割請求することができる。

(名城 '13) 62 - 4 - 26

たところの管理も、登記を経た後は、また同じ。取得者に対して、効力を有する。その法院の裁定により定めてなす決定に関しては、登記の後、持分の譲受人或いは物権或いは分割禁止の定め或いは第八二〇条第一項の定めによっ

共有物の持分の譲渡の時、譲受人は譲渡人に対して共有物取得者に対し、譲受け或いは取得時にその事情を知悉し或いは対りうべきを限りとして、また効力を有する。 取得者に対し、譲受け或いは取得時にその事情を知悉し或い は対りうべきを限りとして、また効力を有する。

第八二七条 法律の規定・慣習或いは法律行為により、一つの公同いて連帯して償還責任を負う。の使用・管理或いはその他の状況で生ずるところの負担につ

共有にこれを準用する。 第八二一条・第八二六条の一の規定は、公同第八二〇条、第八二一条・第八二六条の一の規定は、公同拠となる法律・法律行為或いは慣習によりこれを定む。 第八二八条 公同共有者の権利義務は、その公同関係が成立する根

各公同共有者の権利は、公同共有物の全部に及ぶ

定める外は、公同共有者全体の同意を得なければならない。公同共有物の処分及びその他の権利の行使は、法律で別に

物の分割を請求することはできない。 第八二九条 公同関係の存続中は、各公同共有者は、その公同共有

共有物の譲渡によって消滅する。 第八三〇条 公同共有の関係は、公同関係の終止より、或いは公同

割に関する規定を準用する。公同共有物の分割は、法律で別に定める外は、共有物の分

共有或いは公同共有する場合これを準用する。 第八三一条 本節の規定は、所有権以外の財産権において、数人が

補記

研究会はその一環である。 際交流協定を結んでおり、様々な交流活動を行なっているが、今回の際交流協定を結んでおり、様々な交流活動を行なっているが、今回の学部の間で交流研究会が開かれた。 真理大学と名城大学は大学間の国

ここに一月二八日の研究会での真理大学財経法律学系謝杞森教授のここに一月二八日の研究会での真理大学財経法律学系謝杞森教授のここに一月二八日の研究会での真理大学財経法律学系謝杞森教授のここに一月二八日の研究会での真理大学財経法律学系謝杞森教授のあり、謝論文を訴出することとした。

眺望、

電信或いはその他の特定の便宜の用の目的となす権利である。